

自転車は車両です。

「自転車安全利用五則」



を守りましょう

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**ですが、次のような場合は例外的に歩道を通行できます。

① 歩道通行可の
標識等があるとき

② 運転者が、児童・幼児・70歳以上の者・
身体障がい者であるとき

③ 安全な通行を確保するために、
やむを得ないとき

- ▶ 車道の交通量が多く危険を感じる時
- ▶ 工事や駐車車両などのため車道の左側を通れないとき
- ▶ 車道が狭いため、接触事故の危険を感じる時



「普通自転車の歩道通行可」
を示す標識

「普通自転車の歩道通行可」
を示す標識



② 車道は左側を通行

自転車は、**道路の左端に**
寄って通行しなければな
りません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、**安全な速度で徐行**
し、歩行者の通行を妨げる場
合は**一時停止**しなければいけ
ません。



④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号を守る
- ・交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、**児童・幼児に**
乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



ルール違反には厳しい罰則があります

並進



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

信号無視



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

二人乗り



【罰則】2万円以下の罰金
又は料料

一時不停止



【罰則】3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火



【罰則】5万円以下の罰金

携帯・ヘッドホン・イヤホン・傘差し



【罰則】5万円以下の罰金



茨城県警察



自転車であってもさまざまな責任を問われます

自転車事故の加害者の責任

刑事責任 ……相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」に問われる場合があります。

民事責任 ……被害者に対する損害賠償の責任を負います。

道義的責任 ……被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

自転車側に高額な賠償を命じた判決例

約9500万円

【平成25(2013)年、神戸地裁】

夜間、坂道を下ってきた男児小学生の自転車が、歩行中の女性(60歳代)と衝突、女性は意識不明となった。



約6800万円

【平成15(2003)年、東京地裁】

夕方、ペットボトル片手に、スピードを落とさず坂道を下ってきた男性の自転車が、交差点の横断歩道を横断中の女性(30歳代)と衝突、女性は3日後に死亡した。



自転車運転者講習の対象
になることもあります

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に従わなかった場合
…5万円以下の罰金

1

自転車運転者が
危険行為を繰り返す

●3年以内に2回以上

※危険行為とは信号無視や一時不停止等の特定の違反をいいます

2

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が自転車
運転者に講習を受けるよう
に命令

3

講習の受講

●講習時間:3時間
●講習手数料 6,000円
(標準額)

万が一の交通事故に備えて〇〇〇

TSマーク付帯保険の補償内容

点検・整備を受けて保険に加入しましょう



○入院15日以上 (一律) **10万円**

○死亡・重度後遺障害(1~4級)
(一律) **100万円**

○死亡・重度後遺障害(1~7級)
(限度額) **1億円**

○入院15日以上
(一律) **10万円**

被害者見舞金は平成20年10月1日以降に
点検・整備して貼付された赤色TSマークから適用

「TSマーク」は「自転車安全整備店」で「自転車安全整備士」が点検整備をした、道路交通法に基づく安全な普通自転車のあかしのマークです。

万が一交通事故が起きた場合、TSマークが貼ってあれば、賠償責任保険・傷害保険がついているので安心です。補償期間は、TSマークに記載されている日から1年間です。

